第７節　監事会

（監事会）

第56条　本協会に監事会を置く。

２　監事会は、会員監事及び常任監事により、これを構成する。

３　監事会は、監事の職務の執行に関する事項及び監事会の構成、運営等に関し必要な事項を、「監事会規則」をもって定める。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。

第８節　顧問

（顧問）

第57条　本協会に顧問若干名を置くことができる。

２　顧問は、毎年度理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。

３　顧問は、本協会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

第９節　事務局

（事務局）

第58条　本協会の業務を処理するため、本協会に事務局を置く。

２　事務局に事務局長を置く。

３　事務局長は、事務局を統括し、職員を指導する。

４　事務局長は、理事会に諮り会長が任免する。

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、「事務局運営規則」をもって定める。

第10節　支部

（支部）

第59条　第２条の従たる事務所を支部と称する。

２　支部の名称、所在地その他支部の組織及びその運営に関し必要な事項は、「支部規則」をもって定める。

（業務）

第60条　支部は、本協会の目的の達成に資するため、内閣総理大臣及び都道府県知事と協力して、次の各号に掲げる業務を行う。

⑴　本協会の業務に関する指導、連絡及び監督事項を支部の管轄区域内に営業所又は事務所が所在する協会員（以下「支部に所属する協会員」という。）に伝達し又は実施すること。

⑵　支部に所属する協会員間及び貸金業に関係のある団体等との意思の疎通並びに意見の調整を図ること。

２　支部は、前項に掲げるもののほか、支部規則で定める業務を行うことができる。

（事務長）

第61条　支部に事務長１人を置く。

２　事務長は支部の事務を統括する。

第11節　協議会

（協議会）

第62条　本協会は、本協会の業務運営上必要と認めるときは、理事会の決議により、次の各号に掲げる地区別に協議会を置くことができる。

⑴　北海道地区（北海道）

⑵　東北地区（宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県）

⑶　関東地区（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、栃木県、茨城県、群馬県、新潟県、長野県）

⑷　東海地区（愛知県、静岡県、三重県、岐阜県）

⑸　北陸地区（石川県、福井県、富山県）

⑹　近畿地区（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県）

⑺　中国地区（広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県）

⑻　四国地区（愛媛県、香川県、徳島県、高知県）

⑼　九州地区（熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県、福岡県、佐賀県、長崎県、沖縄県）

２　協議会は、本協会の業務運営全体に関する事項について、会長又は貸金戦略会議議長の諮問に応じ又は会長又は貸金戦略会議議長に意見を述べ若しくは要望することができる。

３　協議会の業務、運営等に関し必要な事項は、「協議会規則」をもって定める。

第４章　会計

（事業年度及び会計）

第63条　本協会の事業年度は、４月１日から翌年３月31日までとする。

２　本協会の会計は、本会計１個とする。ただし、必要に応じて特別会計を設けることができる。

（資産の管理）

第64条　本協会の資産は、理事会の決議に基づき、会長がこれを管理する。

（基金）

第65条　本協会は、その業務運営を円滑にするため、協会員その他からの寄金等を基金として受け入れることができる。

２　本協会が解散する場合は、基金の残高については、本協会と類似の目的を有する他の公益事業を行う者に寄付するものとする。

（経理規則）

第66条　本協会の予算、決算その他経理に関し必要な事項は、「経理規則」をもって定める。

第５章　残余財産の処分

（残余財産の処分）

第67条　本協会が解散した場合の残余財産は、本協会と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第６章　雑則

（定款等の解釈）

第68条　定款及び業務規程その他の規則並びに総会及び理事会の決議事項の解釈について疑義があるときは、理事会がその解釈を決定する。

附　則

１　この定款は、内閣総理大臣が認可した平成19年12月19日から施行する。

２　この定款の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、「貸金業の規制等に関する法律」第25条に規定する貸金業協会の協会員である者は、この定款の規定にかかわらず、施行日に別に定める様式による加入届出書を本協会に提出することにより、本協会の協会員となる。この場合には、この定款に規定する加入金の納入は要しないものとする。

３　本協会の設立当初の役員は、この定款の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、平成20年６月の定時総会終了の時までとする。

４　本協会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

５　本協会の設立当初の自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会その他の委員会の委員は、この定款の規定にかかわらず、別紙委員名簿のとおりとし、その任期は、平成20年６月の定時総会終了後、後任の委員が選任されるまでとする。

附　則

この定款の変更は、内閣総理大臣が認可した平成21年６月18日から施行する。

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第十四条の三十三第三項及び同法第三十三条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の一部の変更を認可したので、同法第四十一条の十一第三号の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年七月十六日

金融庁長官　佐藤　隆文

認可日　平成二十一年六月十八日

貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）第32条に定める事項を始めとする協会員が貸金業の業務運営に関し遵守すべき事項及びこれに関連する事項等を定めることによって、協会員の貸金業に係る業務の適正な運営を確保し、もって、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則における用語の定義は、法で定めるものに準ずる。

（法令遵守等）

第３条　協会員は、法その他の関係法令等（貸金業者向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）を含む。）を遵守するほか、第２章各則その他規則によって遵守しなければならないものとして定められた事項を遵守しなければならない。

２　協会員は、この規則によって遵守に努めるべきものとして定められた事項について、その遵守に努めることとする。

３　協会員は、前２項以外の事項であって、この規則によって法令遵守に関連する事項として定められた事項については、これを参考に貸金業務に係る業務運営を行うこととする。

４　協会員は、前各項の目的を実現するため、必要に応じて監督指針で示された規範を踏まえ貸金業の業務を行うこととする。ただし、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることにより、法令を遵守し、業務の透明性及び適正性を確保することとする。

（経営管理）

第４条　協会員は、貸金市場が健全な発展を実現していくためには、協会員における代表者、取締役及び執行役等の経営者、自らが率先して法令遵守態勢の整備等に努める等、資金需要者等の利益の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要であることにかんがみ、監督指針で示された規範を踏まえ、経営管理に係る必要な社内態勢等を整備するよう努めなければならない。